

# 中泊町農業委員会会議録

平成30年6月8日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 6月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月8日(金) 13時30分～14時30分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾		
	3番	工藤 輝雄	4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(2人)

委 員	2番	大川 勝仁	10番	成田 誠
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第9号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第10号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第9号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他



◎報告第10号

事務局

6ページをお開き下さい。報告第10号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年5月実施分)の結果について、次のとおり報告する。  
平成30年6月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧下さい。5月分の農地移動あっせん申し出は7件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第10号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第7号

議長

議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

9ページをお開き下さい。議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成30年6月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第7号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

工藤委員

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号6番から12番の7件ございました。内訳は、売買が2件、農地移動適正化あっせん事業による売買が5件となっております。

受付番号6番は、福浦字浦島地内の1筆の田192平方メートルの売買です。譲受け人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受け人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号7番は、尾別字湯島地内の1筆の田395平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

受付番号8番は、尾別字胡桃谷地内の8筆の田11,877平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号9番は、尾別字胡桃谷地内の6筆の田10,171平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号10番は、宮川字鶴泊と尾別字井の上地内の2筆の田9,904平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号11番は、田茂木字若宮地内の7筆の田7,290平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号12番は、今泉字布引地内の1筆の田949平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号6番から12番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第8号

議長 議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 17ページをお開き下さい。議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。平成30年6月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

議案第8号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

工藤委員

それでは報告いたします。去る6月1日、私と藤田次男委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が5件ございます。

申請地は今泉地区、薄市地区、福浦地区、中里地区2件の田と畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

18ページをお開き下さい。

それではご説明いたします。

受付番号2番は、今泉字神山地内の2筆の畑で面積が441㎡です。

転用目的は、一般住宅の建築であります。申請事業者の亡き父が昭和47年頃に姉の好意により、現住所に自宅と車庫等を新築しました。当時は農地法の趣旨も知らずに現在に至っておりますので、始末書を添付して転用申請することです。

周辺農地等への影響については、申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、第1種農地であります。不許可の例外の周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるものに該当いたします。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

受付番号3番は、薄市字玉清水地内の1筆の畑で面積は804㎡です。

転用目的は、一般住宅の建築であります。申請事業者の亡き父が昭和47年頃に新築しました。当時は農地法の趣旨も知らずに現在に至っておりますので、始末書を添付して転用申請することです。

周辺農地等への影響については、申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、その他の2種農地で小集団の生産性の低い農地等に該当いたします。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

受付番号4番は、福浦字松野尾地内の1筆の田で面積は178㎡です。

転用目的は、作業所の建築であります。申請事業者の亡き母が昭和51年1月頃に新築しました。当時は農地法の趣旨も知らずに現在に至っておりますので、始末書を添付して転用申請することです。

周辺農地等への影響については、申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、その他の2種農地で小集団の生産性の低い農地等に該当いたします。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

受付番号5番は、中里字亀山地内の1筆の畑で面積は77㎡です。  
転用目的は、駐車場の土地造成であります。申請事業者は自家用車の駐車場として利用するとのことです。

周辺農地等への影響については、申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、第3種農地で申請に係る農地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅が有ることに該当いたします。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

受付番号6番は、中里字亀山地内の2筆の畑で面積は128㎡です。

転用目的は、駐車場の土地造成であります。申請事業者が代表として勤める寺院の参拝者の駐車場として使用するとのことです。

周辺農地等への影響については、申請地は申請者の寺院の墓地と小規模の畑が点在する程度で農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、その他の2種農地で小集団の生産性の低い農地等に該当いたします。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。何か質疑ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議案第9号の審議に入る前に、4番葛西誠委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

(葛西誠委員退席)

議 長

議案第9号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

40ページをお開き下さい。議案第9号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年6月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。平成30年6月5日付け中農政第80号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

43ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が6件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が3件と、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が3件となっています。

受付番号16番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、豊島字宮本の農地1筆、地目は田、面積は14,266㎡です。売買価格は432.4万円です。対価の支払い期限は平成30年6月28日を予定しております

受付番号17番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、福浦字若野浦の農地1筆、地目は田、面積は4,406㎡です。売買価格は168万円です。対価の支払い期限は平成30年6月28日を予定しております。

受付番号18番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字鳴見の農地1筆、地目は田、面積は1,047㎡です。売買価格は60万円です。対価の支払い期限は平成30年6月28日を予定しております。

受付番号19番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は12,593㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は平成30年6月28日を予定しております。

受付番号20番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字望月の農地3筆、地目は田、面積は8,757㎡です。売買価格は367.7万円です。対価の支払い期限は平成30年6月28日を予定しております。

受付番号21番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地2筆、地目は田、面積は4,227㎡です。売買価格は100万円です。対価の支払い期限は平成30年6月28日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

59ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が3件、再設定が11件で面積は再設定、新規合わせて135,311平方メートルです。

受付番号36番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「畑」2,386平方メートルです。期間は1年間です。賃借料は全部で20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号37番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の3筆の「畑」1,525平方メートルです。期間は5年間で、賃借料は全部で35,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま



受付番号38番は再設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」10,489平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号39番も再設定で、設定する農地は薄市地内の5筆の「田」14,349平方メートルです。期間は今年11月30日まで、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号40番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」6,766平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号41番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」6,061平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号42番も再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」3,647平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号43番も再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」5,487平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号44番は再設定で、設定する農地は宮川地内の4筆の「田」10,499平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局

受付番号45番も再設定で、設定する農地は薄市地内の6筆の「田」8,443平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号46番も再設定で、設定する農地は富野地内ほか33筆の「田」28,939平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号47は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の9筆の「田」8,792平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号48番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」12,324平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号49番も再設定で、設定する農地は宮川地内の9筆の「田」15,604平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

#### ◎議案第10号

議長 次に、議案第10号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 70ページをお開き下さい。議案第10号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、『農業委員会の適正な事務実施について』の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、次のとおり承認を求めます。平成30年6月8日提出 中泊町農業委員会会長。

【資料を基に事務局より説明】

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

議長

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長

それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月8日

農業委員会  
会長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_